

## 第75号議案参考資料

### 議案名

桶川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

#### 1 提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたいので、この案を提出するものである。

#### 2 制定の内容

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関し、次の事項について規定する。

(1) 最低基準の目的及び向上等に関すること。

(第2条から第4条まで関係)

(2) 一般原則に関すること。

(第5条関係)

(3) 非常災害及び安全計画の策定等に関すること。

(第6条及び第7条関係)

(4) 自動車を運行する場合の所在の確認に関すること。(第8条関係)

(5) 職員の一般的要件に関すること。

(第9条関係)

(6) 職員の知識及び技能の向上等に関すること。(第10条関係)

(7) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準に関すること。(第11条関係)

(8) 平等に取り扱う原則及び虐待等の防止に関すること。

(第12条及び第13条関係)

(9) 衛生管理等及び食事に関すること。(第14条及び第15条関係)

(10) 内部規程に関すること。

(第16条関係)

- (11) 備える帳簿に関すること。 (第17条関係)
- (12) 秘密保持等に関すること。 (第18条関係)
- (13) 苦情への対応に関すること。 (第19条関係)
- (14) 乳児等通園支援事業の区分に関すること。 (第20条関係)
- (15) 一般型乳児等通園支援事業の設備の基準及び職員に関すること。  
(第21条関係及び第22条関係)
- (16) 乳児等通園支援の内容に関すること。  
(第23条関係)
- (17) 保護者との連絡に関すること。 (第24条関係)
- (18) 余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準に関するこ  
と。 (第25条関係)
- (19) 余裕活用型乳児等通園支援事業における規定の準用に関すること。  
(第26条関係)
- (20) 書面の作成等を電磁的記録により行うことができるとすること。  
(第27条関係)

### 3 施行期日

令和8年4月1日